

道路除雪における実態調査

道路除雪の積算

- 土木工事標準積算基準書において、新設除雪、歩道除雪、凍結防止、雪道巡回、待機などの工種ごとに歩掛（機械、労務、材料）を設定。
- 今冬にも施工実態調査を行った上で、必要な見直しを検討。

道路除雪工の施工概要



道路除雪工の労務歩掛

- (1) 運転手，助手

運転手，助手の機械運転 1 時間当り労務歩掛は，次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} \quad (\text{人} / \text{h})$$

(注) Tは運転日当り運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

なお，Tは4～7時間について適用するものとし，Tが4時間未満の場合は4を，7時間を超える場合は7を使用する。

- (2) 世話役

世話役の労務歩掛は，運転手の1/5を計上する。

夜間除雪待機を指示する場合は，除雪作業における機械の運転及び待機台数に関係なく，土木一般世話役（情報連絡・作業管理）を待機1回当り1.0人計上する。

- (3) 普通作業員

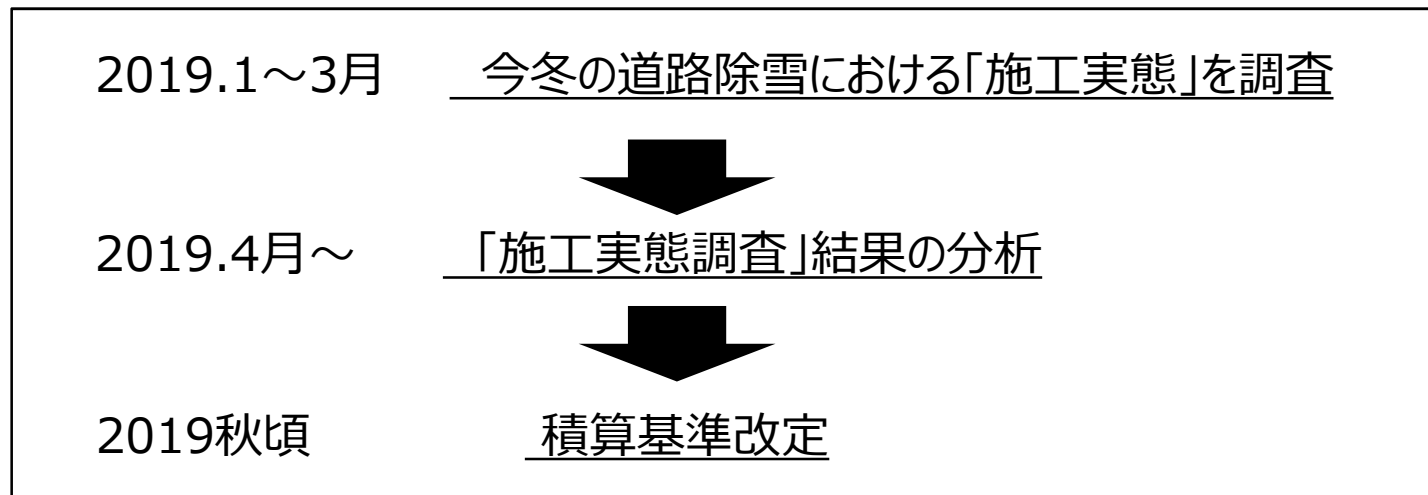
運搬除雪において，積込機械1台に組合わされる機械の1群に対して，補助作業員として3名を計上する。

なお，状況に応じて員数を適宜増減させてよい。

運搬除雪以外の工種については，助手が兼務することとして，とくに計上しないことを原則とする。

土木工事標準積算基準書における道路除雪工の積算について必要な見直しを図る

（１）改定に向けたスケジュール



（２）施工実態調査（施工合理化調査）

- ・調査期間 : 2019年1月11日から3月29日まで
- ・調査先 : 直轄（国土交通省）及び補助（都道府県及び政令指定都市の補助事業）における発注工事
- ・調査実施件数 : 約300件（2019年3月末時点）
- ・調査内容 : 新設除雪（新雪除雪、路面整正、拡幅除雪、圧雪処理）、運搬除雪、歩道除雪、凍結防止等